

# 台風第19号等被害への 支援対策 説明資料

## ○漁港施設・海岸保全施設の被害

- ・漁港関係等災害復旧事業
- ・漁港災害関連事業

## ○水産業共同利用施設の被害

- ・水産業共同利用施設災害復旧事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金

## ○漁港・海岸等に漂着した流木等

- ・漁港関係等災害復旧事業（漁港の埋そく）
- ・災害関連大規模漂着流木等処理対策事業
- ・水産多面的機能発揮対策

## ○防潮堤等の高潮・高波対策に対する支援

- ・水産基盤整備事業
- ・農山漁村地域整備交付金(漁港海岸事業)
- ・漁港機能増進事業

## ○施設復旧のための資金や運転資金に対する支援

- ・農林漁業施設資金(災害復旧)
- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・漁業近代化資金

## ○漁船・漁具等の被害

- ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業

## ○漁業者・水産加工業者の経営再開

- ・浜の活力再生・成長促進交付金
- ・水産バリューチェーン事業
- ・水産多面的機能発揮対策事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金(内水面関係)

※1 本支援対策は11月8日現在のものであり、今後変更の可能性あります。

※2 下線部は、11月5日版から変更があったものです。

# 漁港、海岸の災害復旧事業

都道府県・市町村の漁港・海岸施設の復旧を支援します。

## <対象施設>

漁港

基本施設

外郭施設(防波堤、防砂堤、護岸等)

係留施設(岸壁、物揚場、船揚場等)

水域施設(航路、泊地)

輸送施設(鉄道、道路、駐車場、橋等)

海岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤等

※航路、泊地の土砂・流木等による埋そくにも対応可能です。

## 漁港施設等の被災状況



農林水産省

# 漁港施設等災害復旧事業の流れ

災害発生

災害報告書の提出

国庫負担申請(60日以内)

災害査定・災害復旧事業費の決定  
(施越工事可)

国庫負担金の交付申請・交付決定

事業実施・完了

成功認定

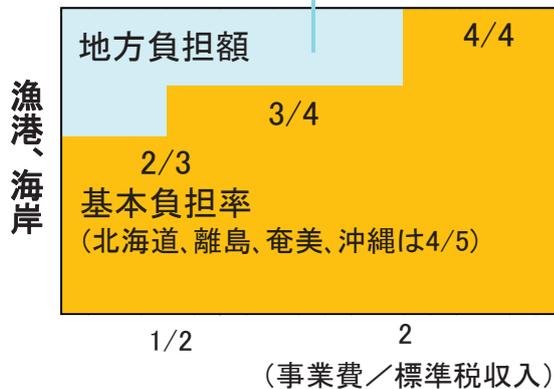
負担金の額の確定

手続きや資料作成  
など相談に応じます  
ので、次頁の担当者  
あてご連絡ください。

# 国の補助割合と事業要件

## <財政措置>

### 災害復旧事業の国庫負担

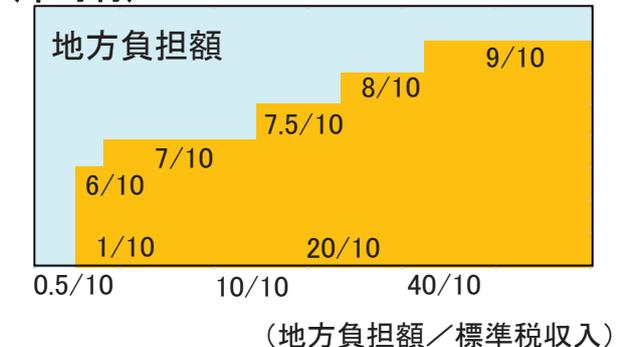


### 激甚災害における国庫負担の嵩上げ

について、激甚災害に係る災害復旧事業等の地方負担額に応じて、負担率を嵩上げ  
(都道府県)



### (市町村)



### 地方財政措置

#### <災害復旧事業債>

起債充当率	現年災	100%
	過年災	90%
交付税算入率		95%

《 事業主体の実質負担率 1.7% (基本負担率、現年災の場合) 》

## 【災害復旧事業の対象となる異常な天然現象】

1. 最大風速15m以上(10分間平均)の風により発生した災害
2. 暴風若しくはその余波による異常な高潮又は波浪(うねりを含む)、津波による災害
3. 最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害

以下の場合には降水量に関係なく採択可能

- ① 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合
- ② 河川沿いの漁港施設にあっては、警戒水位以上の出水による場合
- ③ 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合 等

## 【対象となる1箇所工事の費用】

都道府県又は指定市は120万円以上、市町村は60万円以上

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁 防災漁村課 水産施設災害  
対策室までお問合せください。 担当者:西崎、辻

TEL 03-3502-5638(直通)

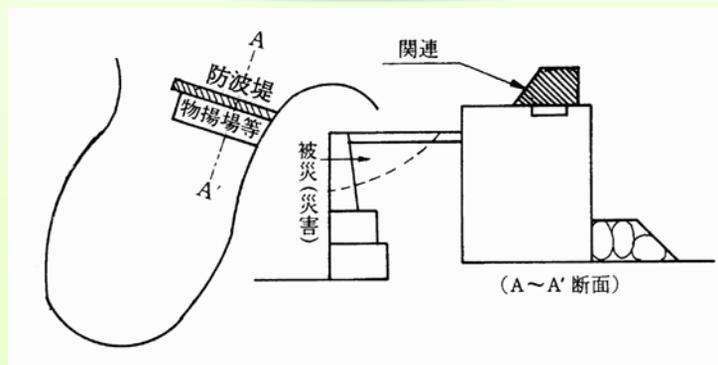
## 都道府県・市町村の漁港・海岸施設の再度災害の防止を支援します。

### ＜対象施設＞

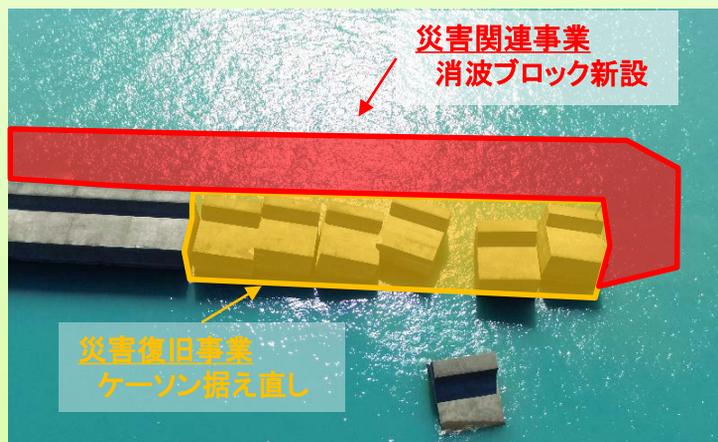
「漁港、海岸の災害復旧事業」の対象となる全施設が対象となります。

※負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する事業です。

### 漁港施設等の事業採択例

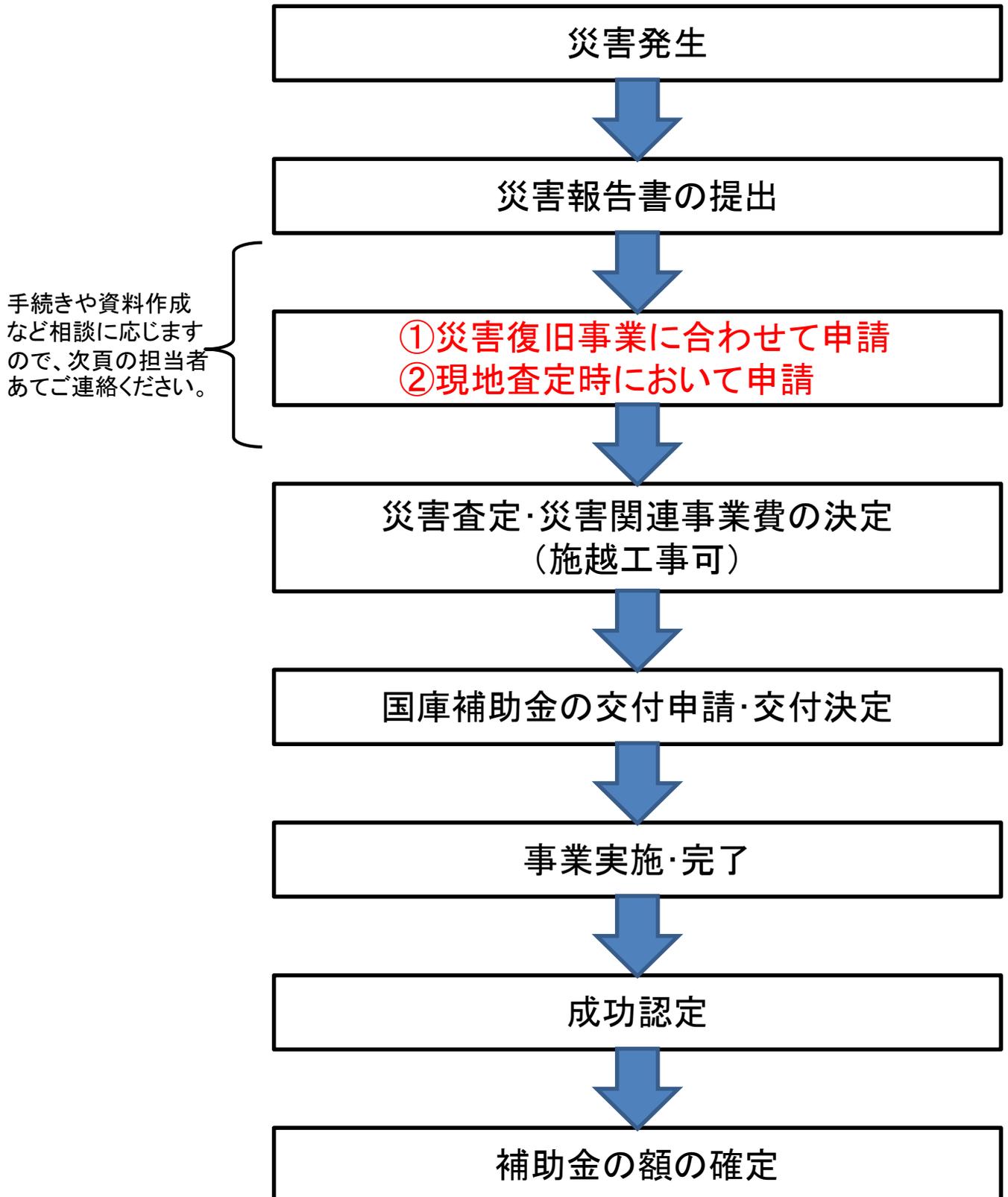


防波堤に胸壁を新設することで、背後施設への越波や越水を防ぎます。



消波ブロックを新設することで、防波堤の安定性を高め、港内の静穏を確保します。

# 災害関連事業の流れ



# 国の補助割合と事業要件

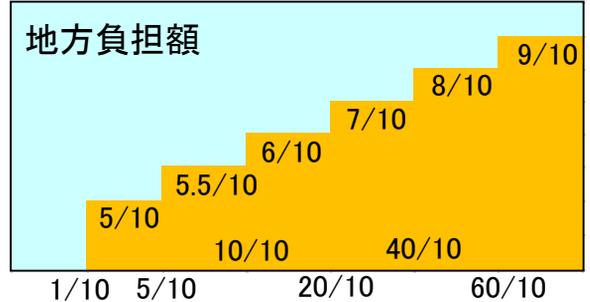
## <財政措置>

### 災害関連事業の国庫補助

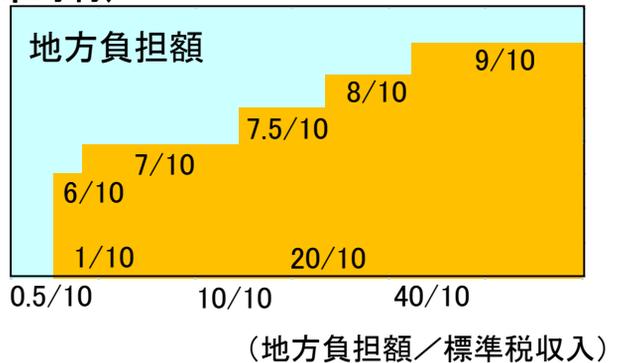


### 激甚災害における国庫負担の嵩上げ

について、激甚災害に係る災害復旧事業等の地方負担額に応じて、負担率を嵩上げ  
(都道府県)



(市町村)



### 地方財政措置

#### <公共事業等債>

起債充当率 90%  
(うち本来分5/9,財源対策債分4/9)

本来分、財源対策債分ともに、  
交付税算入率 50%

## 【災害関連事業の工事費の制限】

- ・下限額は都道府県または指定都市にあっては800万円以上、市町村にあっては600万円以上。
- ・災害復旧工事費に対し、100%を超えない範囲内の金額。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁 防災漁村課 水産施設災害  
対策室までお問合せください。

担当者: 西崎、辻

TEL 03-3502-5638(直通)

# 水産業共同利用施設の災害復旧事業

## 漁協等が所有する共同利用施設の復旧を支援します。

### ○対象となる施設の所有者

水産業協同組合、地方公共団体等

### ○対象となる施設

漁具倉庫、水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設（P2～P4）

**ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。**

### 災害復旧事業の実施事例（大阪府高石市）

被災後



復旧後



### 【災害復旧事業の対象となる異常な天然現象】

1. 最大風速15m以上（10分間平均）の風により発生した災害
2. 暴風若しくはその余波による異常な高潮又は波浪（うねりを含む）、津波による災害
3. 最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害  
以下の場合は降水量に関係なく採択可能
  - ① 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合
  - ② 河川沿いの漁港施設にあっては、警戒水位以上の出水による場合
  - ③ 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合 等

農林水産省

# 対象施設

## 1 水産業協同組合等

共同利用施設	内 訳
農林水産物（その加工品を含む）倉庫	農産物共同集積倉庫、農業倉庫、カントリーエレベーター、乾繭倉庫、木炭倉庫その他の <u>農林水産物及び製品倉庫</u>
農林水産業用生産資材倉庫	肥料倉庫、種苗倉庫、飼料倉庫その他の <u>農林水産業の生産に供する資材倉庫</u>
農林水産物処理加工施設	<u>缶詰製造施設</u> 、漬物施設、ライスセンター、精米麦施設、わら工品施設、製粉製麺施設、みそ・しょうゆ製造施設、でん粉製造施設、水あめ製造施設、製茶施設、搾油施設、はっか蒸留及び精製施設、冷凍乾燥野菜製造施設、果実加工施設、乾繭施設、組合製糸施設、牛乳処理施設、乳製品製造施設、と畜場、食肉利用施設、食鳥共同処理施設、鶏卵共同処理施設、羊毛加工施設、木材加工施設、特用林産物処理加工施設、 <u>水産物処理加工施設</u>
農林水産業用生産資材（たい肥その他の自給的資材に限る。）製造施設	床土製造施設、たい肥製造施設、飼料製造施設
共同作業場	<u>共同荷造場、共同荷さばき所、集出荷施設、農林産物共同選別所、肥料配合施設、飼料配合施設、すり脱穀場、稚蚕共同飼育所、家畜薬浴施設、家畜計量施設、染網場、干場（漁具、水産物）</u>
産地（水揚地を含む）市場施設	青果市場、花き市場、家畜市場、木材市場、乾しいたけ市場、 <u>魚市場</u>
種苗生産施設	<u>農林水産業用育苗施設</u> 、共同催青施設、種菌培養施設、 <u>種苗採捕施設</u>

※アンダーラインは水産関係施設が該当するもの

共同利用施設	内 訳
家畜繁殖施設	家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設、ふ卵育雛施設
共同放牧施設	共同放牧場にある施設
養殖施設	<u>真珠、かき、ほたて貝等の養殖施設、養殖蓄養池（ふ化室、養殖管理室、池、堤防、水路、水門、調飼室を含む。）</u>
<u>農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設</u>	
通信施設	<u>共同通信施設、無線放送施設、陸上無線通信施設、陸上無線電話施設、気象信号所</u>
電気供給施設	<u>発電施設、配電施設、充電施設</u>
<u>製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）</u>	
<u>給水施設</u>	
<u>給油施設</u>	
林産物搬送施設	モノレール、索道施設、集材施設（集材機、シュラ）
家畜診療施設	
公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。）	<u>廃棄物処理施設、排水処理施設、家畜ふん尿処理施設</u>

※アンダーラインは水産関係施設が該当するもの

2 地方公共団体（都道府県、市町村）

共同利用施設	内 訳
種苗生産施設	農林水産業用育苗施設、共同催青施設、種菌培養施設、 <u>種苗採捕施設</u>
家畜繁殖施設	家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設、ふ卵育雛施設
共同放牧施設	共同放牧場にある施設
公害防止施設	<u>廃棄物処理施設</u> 、 <u>排水処理施設</u> 、家畜ふん尿処理施設

※アンダーラインは水産関係施設が該当するもの

該当の適否が不明な場合には、＜連絡先＞の担当者あてお尋ねください。

# 共同利用施設災害復旧事業の流れ

災害発生

災害報告書の提出

計画概要書の提出(60日以内)

災害査定・災害復旧事業費の決定  
(施越工事可)

補助金申請・交付決定

事業実施・完了

事業成績書等の提出

補助金の額の確定

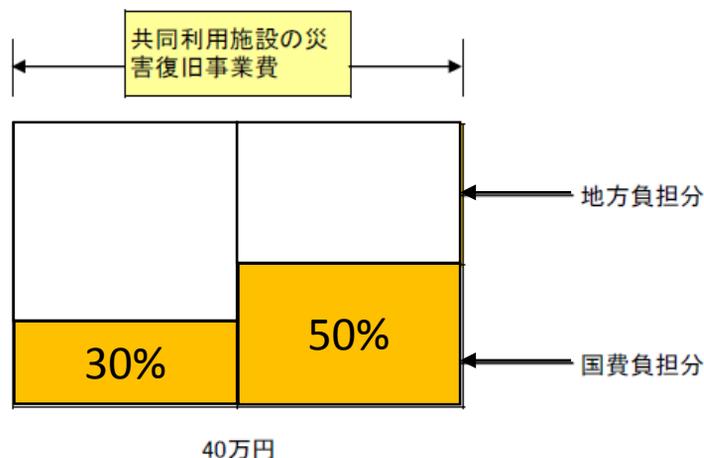
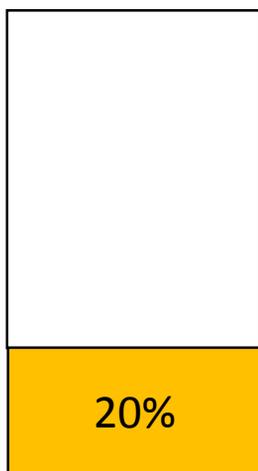
手続きや資料作成  
など相談に応じます  
ので、次頁の担当者  
あてご連絡ください。

# 国の補助割合と事業要件

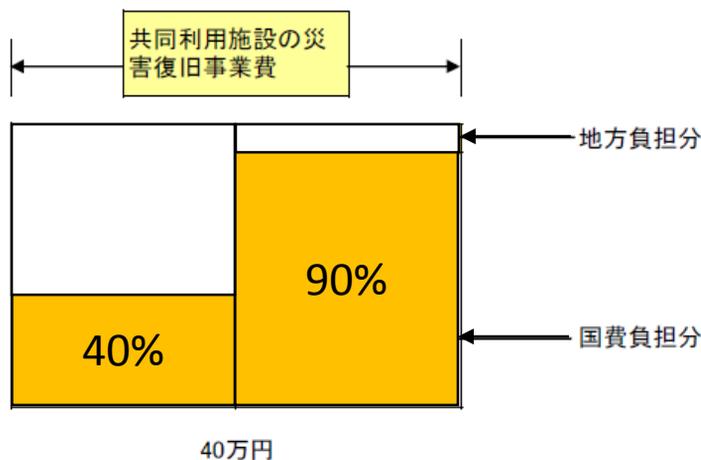
## 激甚災害

### <一般地域>

### 通常 (参考)



### <告示地域>



#### ○対象となる1箇所の工事の費用

激甚災害の指定を受けた場合、告示地域は13万円以上、その他の地域は40万円以上

#### ○補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。

ただし、当該施設の再取得に要する経費の20%を下限とします。

#### ○告示地域とは、農林水産被害が特に大きい市町村で、地域の指定は年度末となる見込。

共同利用施設の復旧は、浜の活力再生・成長促進交付金(災害対策版)の活用も可能です。

### <連絡先>

事業内容等については、水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室までお問合せください。

担当者: 西崎、辻

TEL 03-3502-5638 (直通)

# 被災した共同利用施設の再建・修繕 等を支援します。

## ○事業実施主体

水産業協同組合、地方公共団体等

## ○対象となる施設

荷さばき施設、漁具倉庫、製氷貯氷施設、冷凍冷蔵施設、蓄養施設、海業支援施設、種苗生産施設等の共同利用施設（受益者が5名以上いる施設）

## ○補助率

1/2、4/10、1/3等（対象となる施設によって異なります）

## ○事業の流れ

国 → 都道府県 → 事業実施主体（漁協等）

### 事業のイメージ



(被災した海業支援施設)



(被災した漁具倉庫)



(被災した共同加工場)



(損壊した製氷施設の一部)

再建・  
修繕等



整備後（イメージ）

## 【支援のイメージ】

### 被災した荷さばき施設を再建する場合

$$\begin{array}{rcccl} 5,000\text{万円} & & & & 2,500\text{万円} \\ \text{(再建にかかる費用)} & \times & \frac{1}{2} & = & \text{(交付額)} \\ & & \text{(交付率)} & & \end{array}$$

### 被災した漁具倉庫を共同利用施設として再建する場合

$$\begin{array}{rcccl} 2,000\text{万円} & & & & 1,000\text{万円} \\ \text{(共同利用施設の} & \times & \frac{1}{2} & = & \text{(交付額)} \\ \text{再建にかかる費用)} & & \text{(交付率)} & & \end{array}$$

### 被災した蓄養施設を修繕する場合

$$\begin{array}{rcccl} 1,000\text{万円} & & & & 400\text{万円} \\ \text{(修繕にかかる費用)} & \times & \frac{4}{10} & = & \text{(交付額)} \\ & & \text{(交付率)} & & \end{array}$$

## 【支援の対象】

・対象となる施設が台風19号による被災を受け、再建・修繕する場合や共同利用施設の整備に伴い必要となる被災施設を撤去する場合にかかる経費。

※被災を機に共同で利用する施設として再建する場合も支援の対象です。

※共同利用施設の被災箇所のみ修繕や被災した附帯施設部分のみの再建も支援の対象です。

※共同利用施設の整備のために必要となる被災施設の解体・撤去費用も支援の対象です。

※災害発生日以降に着手した上記の内容も遡及して支援対象とすることができます。(被害状況がわかる書類や写真、事業の対象となる取組に係る請求書などの書類を保管ください。)

## 【留意事項】

- ・事業採択にあたっては、「浜の活力再生プラン」の策定が必要です。
- ・事業採択にあたっては、事業費下限等の要件が存在しますので、県庁とよくご相談ください。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁防災漁村課構造改善施設班までお問合せください。

TEL 03-6744-2391

## 都道府県・市町村の海岸に漂着した流木等の処理を支援します。

### ＜対象範囲＞

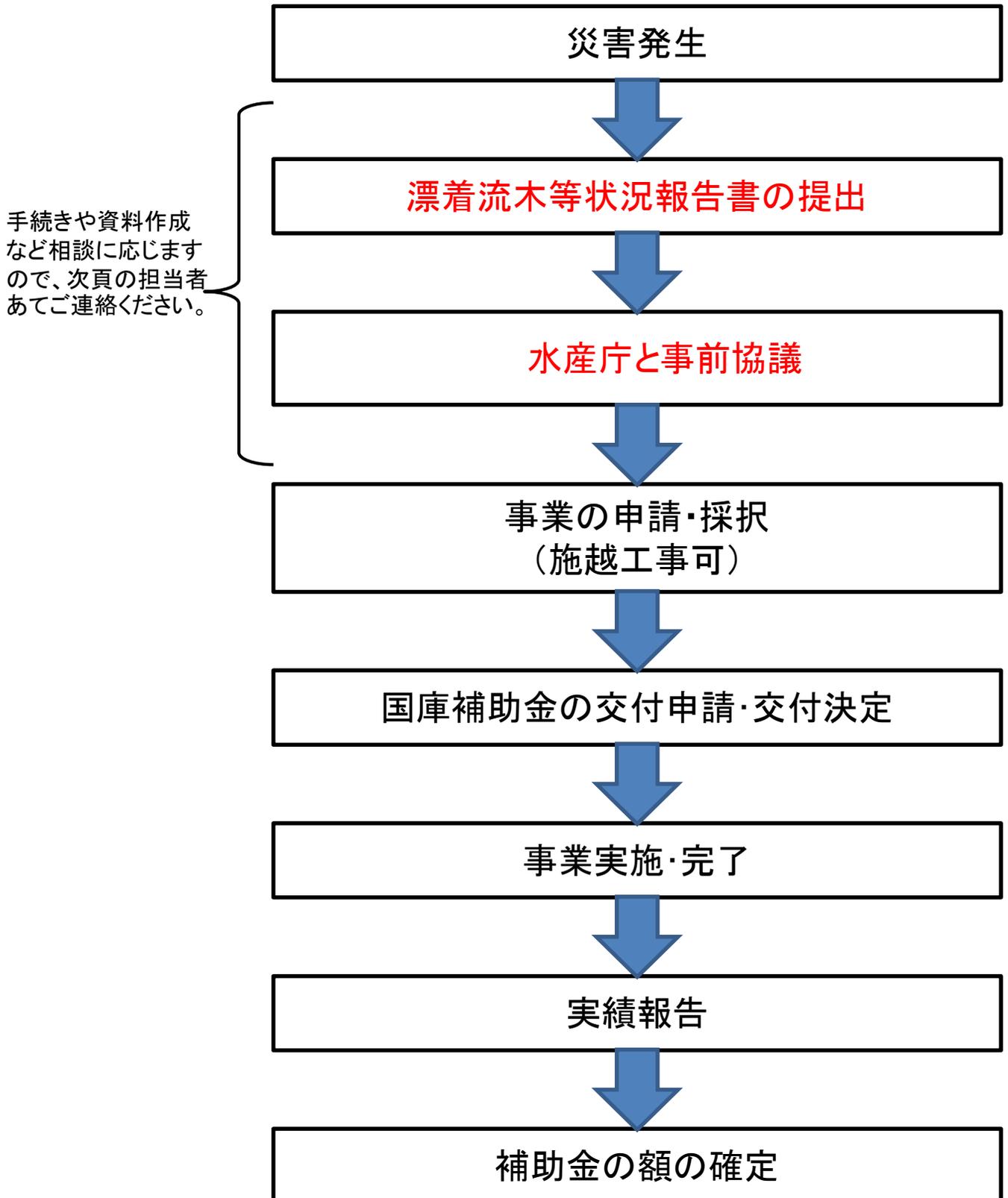
海岸保全区域内（海岸保全施設と連続し、かつ1キロメートル以内の一般公共海岸区域内を含む）に漂着した一連の「流木等」が対象となります。

※「流木等」とは、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等です。

### 対象事業のイメージ



# 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の流れ



# 国の補助割合と事業要件

## <財政措置>

### 本事業の国庫補助



### 地方財政措置

#### <公共事業等債>

起債充当率 90%  
(うち本来分5/9,財源対策債分4/9)

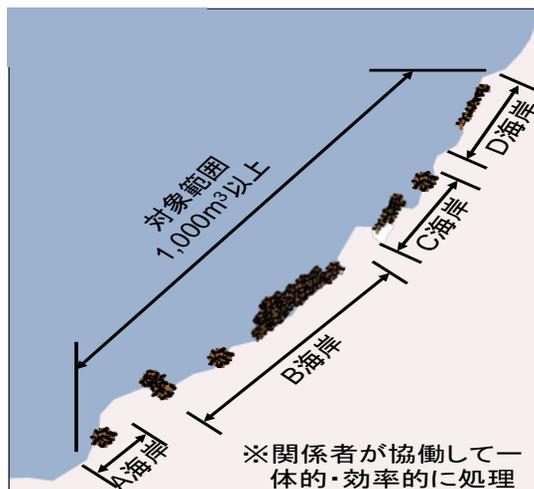
財源対策債分の  
交付税算入率 50%

(※補正予算で措置された場合には  
補正債が充当可能です。)

## 【災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択基準】

- ・流木等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上であれば、補助対象となる。
- ・1事業主体の補助対象となる事業費が200万円以上。

### (複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理)



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上の漂着ゴミを対象

※海岸保全区域外の流木等の漂着については、生活環境保全上支障がある場合、災害廃棄物処理事業の対象となり得ます。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室までお問合せください。

担当者:西崎、辻

TEL 03-3502-5638(直通)

# 水産多面的機能発揮対策事業 (令和元年台風19号対策)

環境・生態系を保全する一環で漁場等に堆積・漂流する流木等の回収・処理及び漁港等周辺のがれき・廃棄物の処理に取り組む漁業者等を支援します。

## ○事業実施主体

漁業者等で構成される活動組織

## ○対象となる経費

漁業者等で構成される活動組織が、流木やがれき・廃棄物等の回収・処理に必要な経費（人件費、資機材費、備船料、重機等委託費、運搬費、処理施設利用料等）

## ○交付率

定額（1/2相当）※激甚指定された場合、地方負担額の軽減措置があります。

## ○事業の流れ

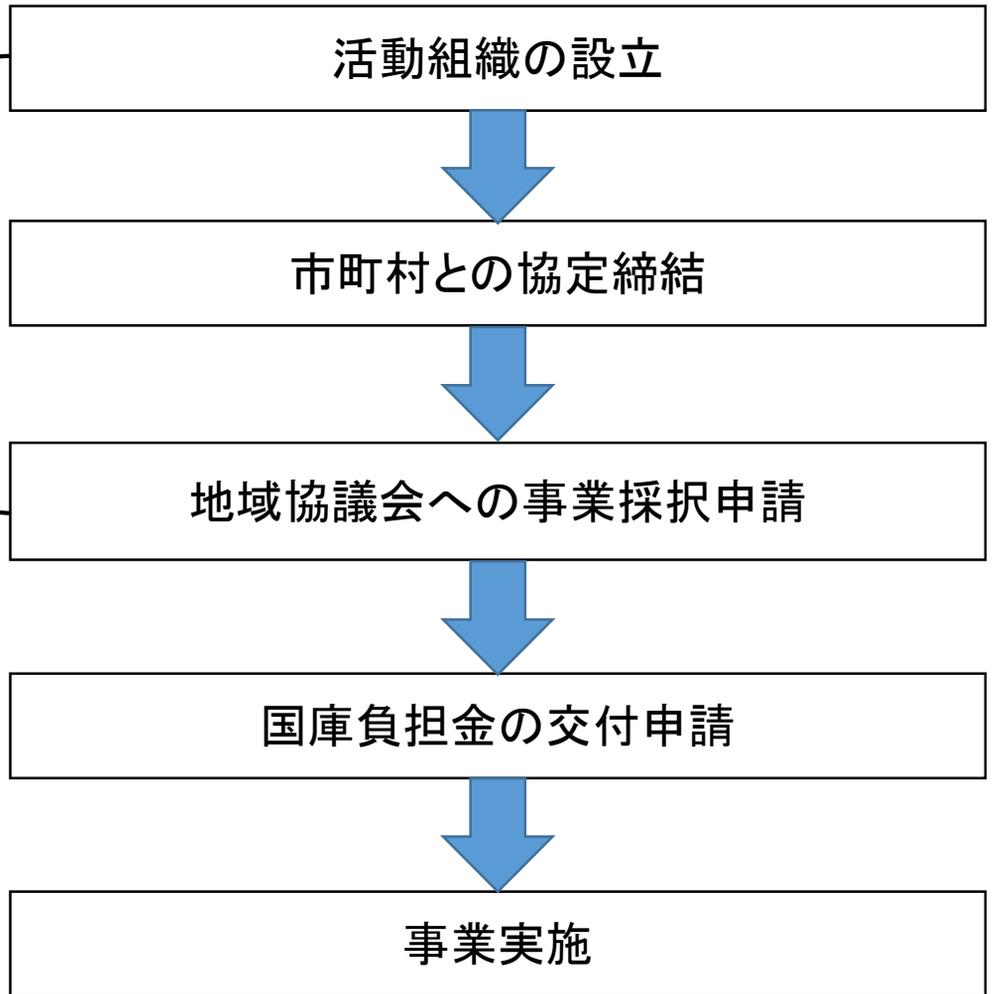
国 → 地域協議会 → 活動組織

## 事業のイメージ



# 水産多面的機能発揮対策事業の流れ

手続きや資料作成  
など相談に応じます  
ので、下記までご連絡  
ください。



## 【留意事項】

- ・事業採択にあたっては、活動の受け皿となる活動組織が設立され、市町村との協定が締結されていることが必要です。
- ・既に活動組織が設立され、流木の回収・処理等に早急に取り組む場合には、既に交付されている予算を活用することが可能ですので、活動計画の変更手続きや予算の追加配分等について、下記までご相談ください。

**※水産関係災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ます。**

## ＜連絡先＞

事業内容等については、水産庁 計画課 企画班までお問合せください。

担当者：城崎、秋本

TEL 03-3501-3082 (直通)

# 水産基盤整備事業

防潮堤等の耐浪化対策を支援します。

## ○事業実施主体

都道府県、市町村等

## ○対象となる施設

防波堤、防潮堤、護岸、堤防及び突堤等

## ○補助率

1/2等（対象となる施設によって異なります）

## ○事業の流れ

国 → 地方公共団体  
水産業協同組合

## 事業のイメージ



荒天時、湾内への越波が発生



嵩上げ等の改良

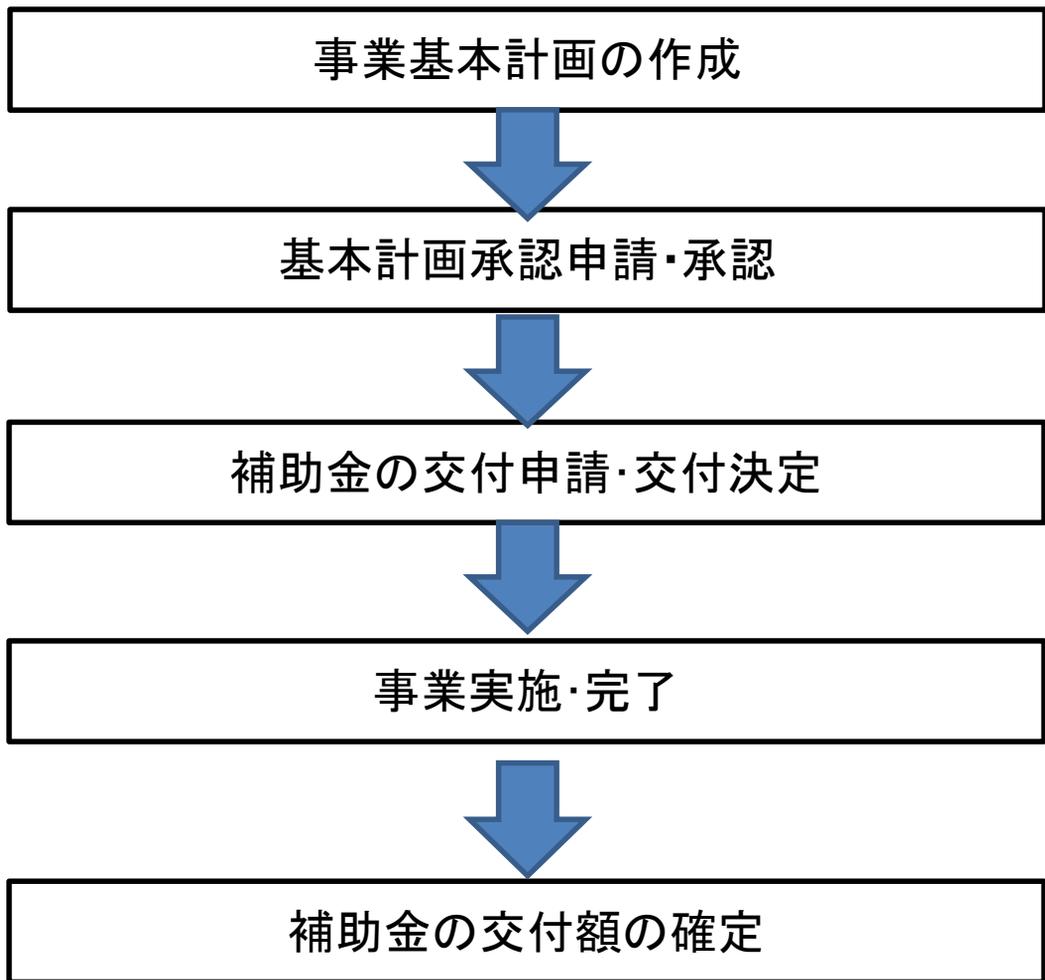


改良等により越波を抑制



台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進

# 水産基盤整備事業の流れ



※手続きや資料作成など相談に応じますので、下記連絡先にご連絡ください。

## 【留意事項】

- ・事業採択にあたっては、圏域計画の策定が必要です。
- ・事業採択にあたっては、事業費上限及び下限等の要件が存在します。

## <連絡先>

事業内容については、水産庁 計画課 事業班までお問い合わせください。

担当者: 高原、北川

TEL 03-3502-8491(直通)

# 農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

## 交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

### 農業農村基盤整備

+

### 森林基盤整備

+

### 水産基盤整備

+

### 海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択  
(都道府県が各地区に予算を配分)  
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能  
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表  
(客観性・透明性の確保)

## 地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

### 交付金を活用した事業の実施例

#### 【農業農村基盤整備】



#### 【水産基盤整備】



#### 【森林基盤整備】



#### 【海岸保全施設整備】



# 漁港機能増進事業

都道府県・市町村の防潮堤等の高潮・高波対策を支援します。

## ○事業実施主体

地方公共団体、漁業協同組合、漁業生産組合

## ○対象となる施設

防波堤嵩上げ、防潮堤改良、泊地浚渫、防風設備、漂流防止施設等

## ○補助率

1/2等（対象となる施設によって異なります）

## ○事業の流れ

国 → 都道府県 （事業主体が都道府県の場合）

国 → 都道府県 → 市町村等 （事業主体が市町村等の場合）

## 事業のイメージ

### 漁港（イメージ）



○防波堤嵩上げにより、越波防止

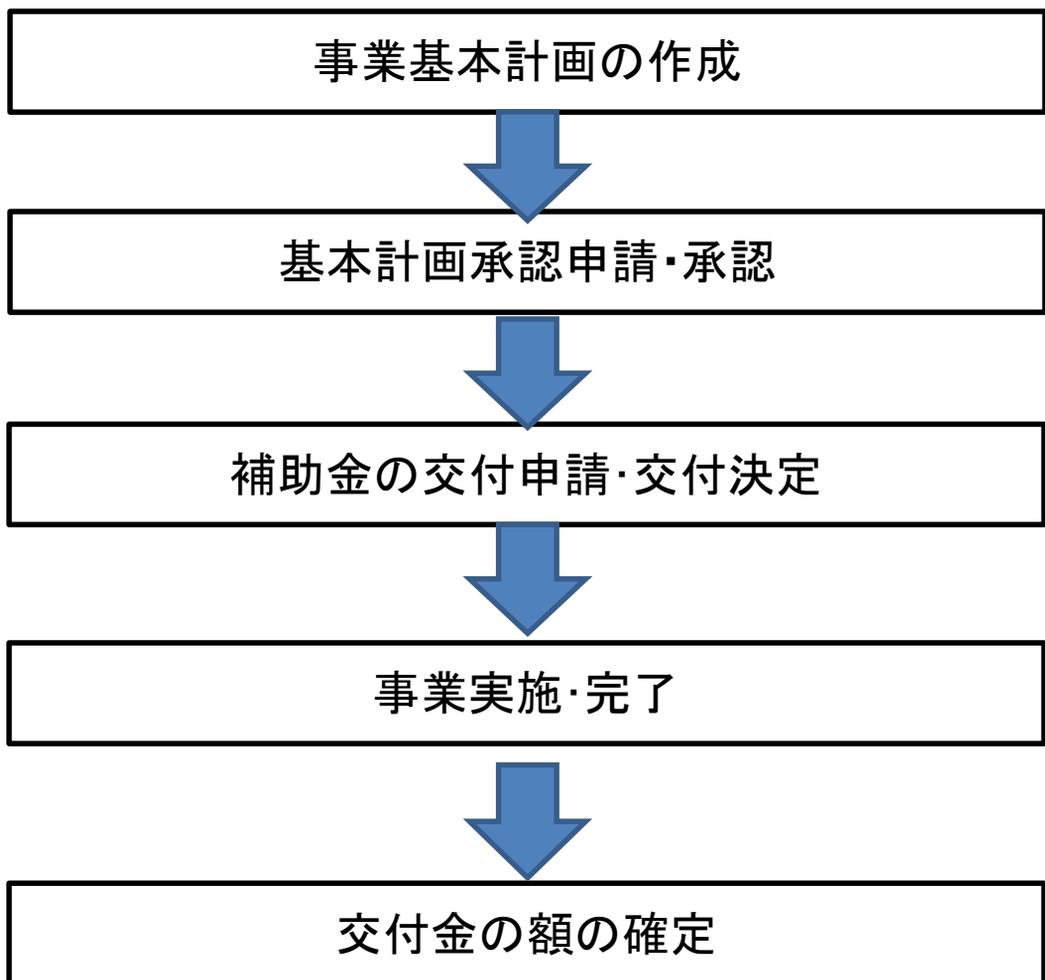


○防潮堤（陸閘）の整備による津波の侵入防止と通行確保



○防風柵の整備による強風の抑制

# 漁港機能増進事業の流れ



※手続きや資料作成など相談に応じますので、下記連絡先にご連絡ください。

## 【留意事項】

- ・事業採択にあたっては、圏域計画の策定が必要です。
- ・事業採択にあたっては、事業費上限及び下限等の要件が存在します。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁計画課利用調整班までお問合せください。

TEL 03-3506-7897(直通)

# 施設復旧のための資金や運転資金に対する支援

台風19号により被災された漁業者等のみなさまが、将来への希望と展望を持って漁業等を再開できるよう、流失・破損した漁船・漁具等の復旧や事業の再建のために必要な資金を支援します。

台風19号により被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に向けた対応

台風19号により被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係金融機関に対して要請しました。さらに、関係金融機関では、被災した漁業者等の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適宜適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

日本政策金融公庫の無利子融資を受けることが可能です

日本政策金融公庫の資金（農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金）について、貸付限度額を引き上げるとともに、被災漁業者等（間接被災者及び共同利用施設に被害を受けた漁協・漁連を含む）を対象として、国の利子助成により、貸付当初5年間の無利子融資（限度額：施設資金5千万円（共同利用施設：特認2億円）、運転資金1千万円）を受けることが可能です。

【公庫資金の融資条件】

## 1. 農林漁業セーフティネット資金

- ① 用途：漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
- ② 貸付限度額：①1,200万円（引上げ前：600万円）  
②簿記記帳を行っている場合、年間経営費の12/12又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額（引上げ前：6/12）
- ③ 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）
- ④ 貸付金利：0.06%（令和元年10月21日現在）

## 2. 農林漁業施設資金（災害復旧）

- ① 用途：漁船、漁具、養殖施設等の復旧を行うために必要な資金
- ② 貸付限度額：負担額の100%又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額（引上げ前：80%、300万円）
- ③ 償還期限：15年以内（うち据置期間3年以内）
- ④ 貸付金利：0.06%（令和元年10月21日現在）

※融資を受ける際は、お近くの日本政策金融公庫にご相談ください。

## 漁業近代化資金の無利子融資を受けることが可能です

漁協、信漁連などが融資する漁業近代化資金について、被災漁業者等（間接被災者及び共同利用施設に被害を受けた漁協・漁連を含む）を対象として、国の利子助成により、貸付当初5年間の無利子融資（限度額：1号～4号資金5千万円（共同利用施設：特認2億円）、5号資金1千万円）を受けることが可能です。

### 【主な漁業近代化資金の融資条件】

#### ○ 漁船（1号資金）

- ① 用途：漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- ② 償還期限：20年（機器等は10年）、うち据置期間3年

#### ○ 漁船漁具保管修理施設等（2号資金）

- ① 用途：水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物販売施設等の取得資金
- ② 償還期限：15年（漁協は20年）、うち据置期間3年

#### ○ 漁場改良造成用機具等（3号資金）

- ① 用途：漁船用油水分給用機具、種苗生産用機具等の取得資金
- ② 償還期限：7年（漁協は10年）、うち据置期間2年

#### ○ 漁具等（4号資金）

- ① 用途：漁具、養殖いかだ等の取得資金
- ② 償還期限：5年（大型定置網は10年）、うち据置期間2年

#### ○ 水産動植物の種苗の購入又は育成（5号資金）

- ① 用途：養殖、放流用種苗の購入・育成資金
- ② 償還期限：5年、うち据置期間2年

#### ◎ 貸付限度額（貸付金利：令和元年10月21日現在）

漁船漁業者（20トン未満）	・・・	9千万円（0.06%）
（20トン以上）	・・・	3億6千万円（0.10%）
養殖業者（個人）	・・・	9千万円（0.06%）
（法人）	・・・	3億6千万円（0.06%）
水産加工業者	・・・	9千万円（0.06%）
複合経営	・・・	3億6千万円（0.06%）
漁協等	・・・	12億円（0.06%）

※ 融資を受ける際は、お近くの信漁連、漁協等にご相談ください。

## 農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金等の無担保・無保証人貸付け及び保証料助成を受けることが可能です

台風19号により被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通が図られるよう、農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金、農林漁業施設資金等の災害関係資金の実質無担保・無保証人での貸付け及び漁業近代化資金等の債務保証に係る保証料の免除（当初5年間）を行います。

### 【お問い合わせ先】

- 水産庁漁政部水産経営課 ☎03-6744-2347  
※ 具体的な融資の内容などに関しては金融機関に直接ご相談ください。
- 公庫資金：(株)日本政策金融公庫 ☎0120-154-505（平日9時～17時）
- 漁業近代化資金：最寄りの漁協又は信漁連にご相談ください。

# 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

浜の構造改革に取り組む沿岸漁村地域への必要な漁具、漁船のリース方式による導入を支援します。

## ○事業の内容

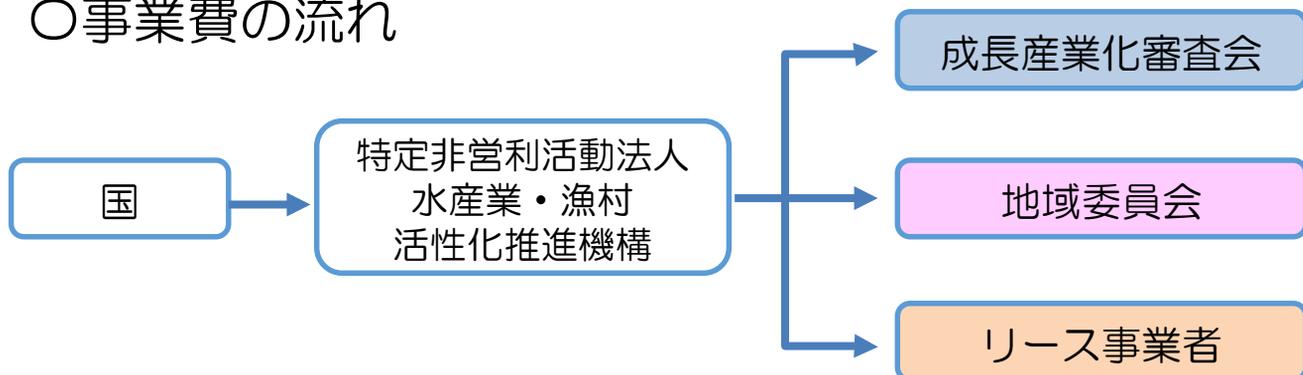
被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる計画に参加する漁業者が必要とする漁船・漁具等を、リース事業者が取得する際の経費等を支援。

## ○リース対象品目及び上限額等

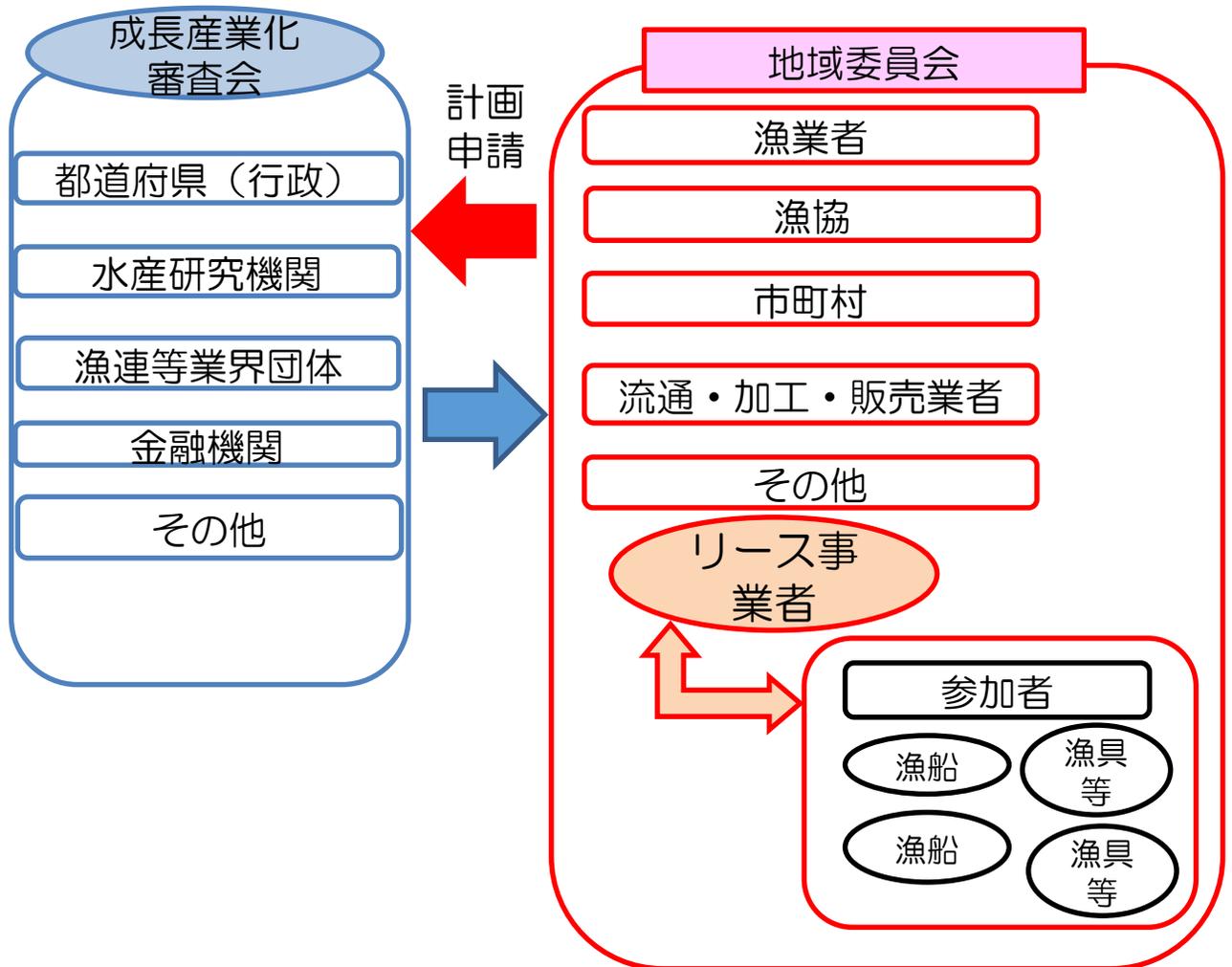
リース対象品目		上限額(補助金)	下限額(補助金)	リース期間(耐用年数以上)
漁船	原則中古船	1隻当たり 2.5億円	150万円	5～12年以上 (トン数及び船質により相違)
漁具等	定置網 まき網 底びき、船びき網 養殖生け簀・筏	1.5億円		3年以上
	船上クレーン 海水冷却装置 モニタリング機器 自動給餌器 洗浄機・海苔等乾燥機 その他	2000万円		5年以上

- 補助率は1/2以内。
- 補助対象経費(リース対象品目)は、減価償却資産として計上できるもの。(消耗品は除く。リース開始後5年間はKPIの報告が必要であることに留意。)
- 1経営体あたりの補助限度額は、上記の対象経費の組合せにより、総額2.5億円以内。
- 漁具等のうち、「その他」は水産庁長官と協議するものとする。
- 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による。

## ○事業費の流れ



# 水産業成長産業化沿岸地域創出事業の体制



## ○留意事項

事業の採択にあたっては、地域委員会が「地域水産業成長産業化計画」を策定し、成長産業化審査会に承認を受ける必要があります。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁 研究指導課までお問合せください。

担当者:内海、田端、野々下  
TEL 03-6744-2031(直通)

# 水産物の産地市場の流通に必要な機器のリース等の取組を支援します。

## ○事業実施者

水産物の産地市場関係者（開設者・卸・仲卸業者等）

## ○対象となる取組

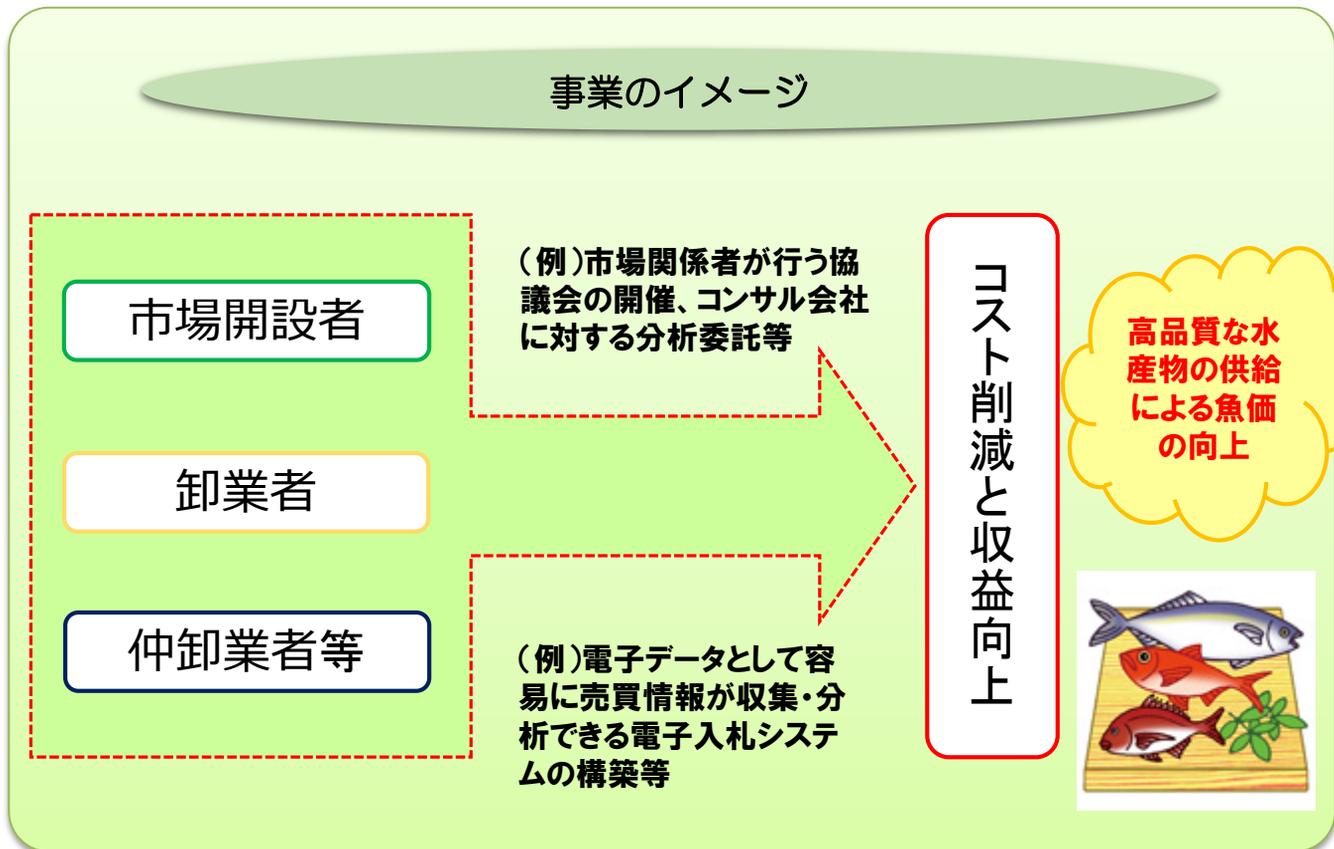
市場統合に向けた市場関係者の合意形成や、ICT活用・集出荷の効率化等につながるシステムの整備

## ○補助率

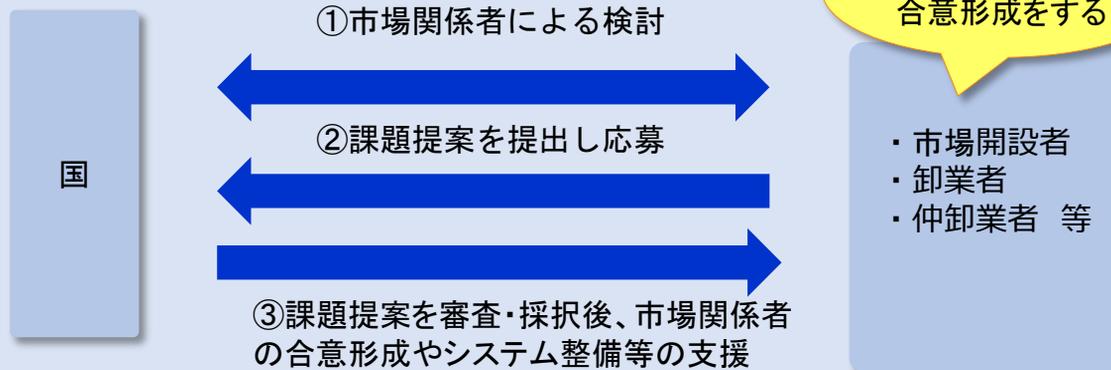
定額・1 / 2 以内

## ○事業の流れ

国 → 事業実施者（市場関係者）



## 【産地市場統合・機能強化促進事業の手続きの流れ】



### 【支援の対象】

#### 1 市場関係者による検討の促進

- ・市場関係者（開設者・卸・仲卸等）が行う協議会の開催、外部専門家の招へい、コンサル会社に対する分析委託等の支援。

#### 2. 産地市場における先進的取組の実証

- ・漁業者にとって魅力的な市場とするため、漁業者・市場関係者が情報を迅速に共有できる市場情報共有システムを構築（機器のリース等を支援）。
- ・流通業者が多数集まり売買が活性化するよう、正確かつ迅速に電子データとして容易に売買情報が収集・分析できるようにするため、電子入札システムを構築（機器のリース等を支援）
- ・品質を維持しつつ輸送時間とコストを低減できるよう、ICT活用も含めた混載による共同集出荷システムを構築（輸送車のリース等を支援）等

### 【留意事項】

- ・審査の結果、採択されないことや希望どおりの助成額が認められない場合があります。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁加工流通課  
企画調査班までお問合せください。

TEL 03-3591-5612

# 加工流通に必要な加工機器の整備等を支援します。

## ○事業実施者

水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体等

## ○対象となる事業者

水産物の有効活用や新規販路の開拓、輸出などに取り組む事業者

## ○補助率

1 / 2 以内

## ○事業の流れ

国 → 事業実施主体 → 事業実施者（生産者、流通業者、加工業者）  
（国産水産物流通促進センター）

### 事業のイメージ

生産者

（例）先進的なアイディアで低・未利用魚を有効活用

加工・流通業者

消費者（国内・海外）

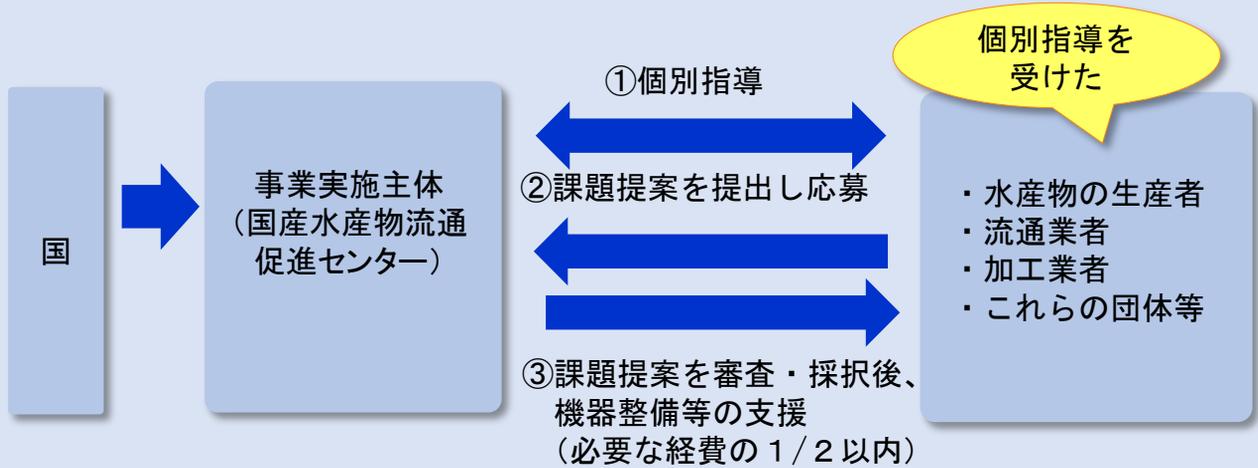
小売・外食業者等

（例）連携して学校給食に地元水産物を供給

水産物の流通・輸出の促進  
消費を拡大



## 【水産加工・流通構造改善促進事業の手続きの流れ】



### 【支援の対象】

#### 1 個別指導

- ・国内外の販路開拓、商品開発、生産性向上等に関する個別指導の実施。

#### 2. 新規・先進プロジェクトへの支援

- ・国産水産物の流通を促進する先進的な取組の実証に必要な、加工機器の購入経費、コンサルティング経費等を助成。

#### 3. 連携プロジェクトへの支援

- ・連携して、単独では解決困難な課題に対する取組の実証に必要な、加工機器の購入経費(連携して学校給食向け加工品の開発、低・未利用魚の有効活用に取り組む場合に限り)、コンサルティング経費等を助成。

#### 4. 輸出促進プロジェクトへの支援

- ・国産水産物の輸出を促進する取組の実証に必要な、海外市場調査・商談等外国旅費、加工機器の購入経費等を助成。

### 【留意事項】

- ・応募にあたっては、「1の個別指導を受けていること」等の要件があります。
- ・審査の結果、採択されないことや希望どおりの助成額が認められない場合があります。

## <連絡先>

事業内容等については、水産庁加工流通課調整班までお問合せください。

TEL 03-6744-2350

## 令和元年台風第19号に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います

2019年10月15日

### ▶ 中小企業・地域経済産業

**【10月23日発表資料差し替え】千葉県内41市町村及び、東京都大島町に災害救助法が適用されたことに伴い「参考資料1：特別相談窓口一覧」「参考資料5）災害救助法適用地域一覧」を更新します。**

**【10月21日発表資料差し替え】特別相談窓口のうち、祝日対応可能な窓口を追記したため「参考資料1：特別相談窓口一覧」を更新します。**

**【10月18日発表資料差し替え】特別相談窓口のうち、土・日・祝日対応可能な窓口を追記したため「参考資料1：特別相談窓口一覧」を更新します。**

**【10月16日発表資料差し替え】栃木県的那須烏山市に新たに災害救助法が適用されたため「参考資料5：災害救助法適用地域一覧」を更新します。**

経済産業省は、令和元年台風第19号に伴う災害に関して、13都県316市区町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を行います。

#### 1. 特別相談窓口の設置

岩手県（日本政策金融公庫八戸支店を含む。）、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部・関東本部及び東北経済産業局・関東経済産業局に特別相談窓口を設置します。（参考資料①参照）

#### 2. 災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。（参考資料②参照）

#### 3. セーフティネット保証4号の適用

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の災害救助法が適用された各市区町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。（参考資料③参照）

#### 4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

#### 5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の災害救助法が適用された各市区町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。(参考資料④参照)

- [\(参考資料1\)特別相談窓口一覧\(PDF形式:201KB\)](#)
- [\(参考資料2\)日本政策金融公庫災害復旧貸付の概要](#)
- [\(参考資料3\)セーフティネット保証4号の概要](#)
- [\(参考資料4\)小規模企業共済災害時貸付概要 \(PDF形式:133KB\)](#)
- [\(参考資料5\)災害救助法適用地域一覧\(PDF形式:163KB\)](#)

#### 担当

##### • 1. 関連

中小企業庁経営安定対策室長 佐藤  
担当者: 山口、景

電話: 03-3501-1511(内線5251~3)  
03-3501-0459(直通)  
03-3501-6805(FAX)

##### • 2~4. 関連

中小企業庁金融課長 貴田  
担当者: 海老原、内田

電話: 03-3501-1511(内線 5271~5275)  
03-3501-2876(直通)  
03-3501-6861(FAX)

##### • 5. 関連

中小企業庁小規模企業振興課長 岡田  
担当者: 斉藤、加藤

電話: 03-3501-1511(内線5382~5385)  
03-3501-2036(直通)  
03-3501-6989(FAX)



Get Adobe  
Acrobat Reader

[ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#)

## 〔日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要〕

### 【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

### 【金利】（いずれも令和元年10月1日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

### 【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円  
(代理貸付：7,500万円)

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円  
(代理貸付：1,500万円)

### 【貸付期間】

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

### 【担保条件】

直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

# セーフティネット保証4号の概要

参考資料③

## 1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

## 2. 災害の指定基準

- (1) 災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2) 災害救助法が適用された災害及び地域

## 3. 対象中小企業者

(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同様に比して20%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

## 4. 内容(保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →

④保証人：原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】	+	【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内		普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内

→

→

→

→

→

→

→

→

→

→

## 【災害救助法適用地域一覧】

令和元年10月23日現在

### 【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

### 【宮城県】

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

### 【福島県】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村

### 【茨城県】

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町

### 【栃木県】

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

### 【群馬県】

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町

### 【埼玉県】

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町

### 【千葉県】

千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

### 【東京都】

墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町、島しょ大島町

**【神奈川県】**

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

**【新潟県】**

上越市、糸魚川市、妙高市

**【山梨県】**

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村

**【長野県】**

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

**【静岡県】**

伊豆の国市、田方郡函南町

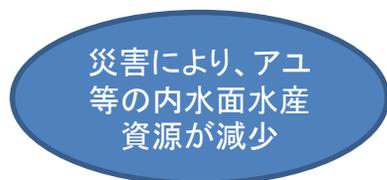
**【14都県391市区町村】**

## 内水面水産資源状況の調査等に要する経費を支援します。

### <支援内容>

県等が行う以下の取組みに対して支援。

- (1) 内水面水産資源の調査・指導
  - ① 内水面水産資源の調査
  - ② 漁場環境の再生のための調査・指導
- (2) 甚大な災害後の内水面水産資源の復旧



追加放流



産卵場造成

※（2）については、被災前の内水面資源状況の客観的データを有し、都道府県等の公的機関による被害証明が必要となります。

### <要件等>

#### ○事業実施主体

地方公共団体、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等

#### ○補助率

1/2

#### ○事業の流れ

国 → 都道府県 → 事業実施主体

### <連絡先>

事業内容等については、水産庁栽培養殖課内水面指導班までお問合せください。

TEL 03-3502-8489

農林水産省